

下関市立大学教育・学生支援機構規程

令和7年2月26日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、下関市立大学（以下「本学」という。）の教育理念及び方針等に基づき、教育・学生支援に関する施策を総合的に推進し、本学の教育及び学生支援の充実及び改善を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、機構は、各学部・研究科等の学内組織と相互に連携するものとする。

(組織)

第3条 機構に、次の部及びセンターを置く。

- (1) 学務部
- (2) 入試部
- (3) キャリアセンター
- (4) 相談支援センター

2 各部及び各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 前条第1項各号に定める部及びセンターが実施する事業の総括に関すること。
- (2) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(機構長)

第5条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、機構を統括する。
- 3 機構長は、学長が指名する。

(副機構長)

第6条 機構に副機構長を置く。

- 2 副機構長は機構長を補佐し、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。